

近江鉄道沿線地域の公共交通の利用の動機付け、持続可能なまちづくりをPRするロゴマーク等の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、近江鉄道沿線地域の公共交通の利用の動機付け、持続可能なまちづくりをPRするロゴマーク等（ロゴ単体を含む。以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合について必要な事項を定めることにより、ロゴマーク等の適切な活用を図り、近江鉄道線をはじめとする地域公共交通の利用促進や持続可能なまちづくりへの個人、団体、法人が参加の推進および機運醸成に資することを目的とする。

(ロゴマーク等のデザイン)

第2条 ロゴマーク等のデザインは、別図のとおりとする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第3条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会に帰属するものとする。

(使用基準)

第4条 ロゴマーク等を使用することができるものは、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員および暴力団と密接な関係にあるものでないこと。
- (2) ロゴマーク等を使用する場合は、近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会長（以下「会長」という。）が別に定めるロゴマーク等使用ガイドラインの規定を遵守しなければならない。
- (3) 前各号に定めるもののほか、会長が使用について適当でないと認める場合は、ロゴマーク等を使用する事はできない。

(営利目的による使用および使用期間)

第5条 営利目的によるロゴマーク等の使用とは、商品等にロゴマーク等を使用し、当該商品等を有料にて販売し、利益を得る場合とする。

2 ロゴマーク等を営利目的として使用しようとするもの（以下「営利使用者」という。）がロゴマーク等を使用することができる期間は、最長2年間とする。

(使用料)

第6条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(使用の承認の申請)

第7条 営利使用者は、ロゴマーク等使用承認申請書（様式第1号）を会長に事前に申請しなければならない。

(使用の承認決定等)

第8条 会長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、使用を承認することが適当と認めたものについては、申請者に対しロゴマーク等使用承認通知書（様式第2号）により申請者に対し通知する。

2 会長は、前項の審査の結果、使用を承認することが適当でないと認めたものについては、申請者に対しその理由を付して、ロゴマーク等使用不承認通知書（様式第3号）により通知する。

3 会長は、第1項の承認をするときは、必要な条件を付することができる。

（使用の報告）

第9条 前条第1項の使用承認通知を受けた者は、ロゴマーク等の使用開始後1箇月以内にロゴマーク等使用報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用に当たっては、会長が別に定めるロゴマーク等使用ガイドラインに従い、適正に使用すること。

(2) 承認を受けた使用の範囲を逸脱しないこと。

(3) ロゴマーク等を独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

(4) 会長が必要に応じて行う照会に応じること。

（使用の承認の変更）

第11条 営利使用者は、第8条の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、第7条に準じてロゴマーク等使用変更承認申請書（様式第5号）を提出して会長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請があった場合、その内容を審査し、変更を承認することが適当であると認めたときは、会長は、第8条に準じて、ロゴマーク等使用変更承認通知書（様式第6号）により通知する。

3 会長は、前項の審査の結果、変更を承認することが不適当であると認めたときは、ロゴマーク等使用変更不承認通知書（様式第7号）により通知する。

（使用の中止）

第12条 営利使用者が使用を中止する場合は、速やかにロゴマーク等使用中止届（様式第8号）を提出しなければならない。

（使用の承認の取消し）

第13条 会長は、営利使用者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。この場合において、会長は、ロゴマーク等使用承認取消通知書（様式第9号）により営利使用者に対し通知する。

(1) 第8条第3項の規定により会長が付した条件に違反したとき。

(2) 第7条または第11条第1項に規定する申請の内容に虚偽があったとき。

(3) 第10条に規定する遵守事項に違反したとき。

2 前項の規定により取消通知を受けた者（第13条において「使用を取り消された者」という。）は、当該取り消された使用の承認に係る物件のうち、ロゴマーク等を使用したもの（第13条において「使用物件」という。）の使用の中止（販売品にあつては販売の中止）をしなければならない。

3 会長は、使用を取り消された者に対して、使用物件の回収を求めることができる。

4 前項に規定する使用物件の回収に要する費用のほか、使用の承認の取消しに伴い発生する一切の費用は、使用を取り消された者が負担するものとする。

(損害賠償)

第14条 会長は、ロゴマーク等の使用の承認の取消その他のロゴマーク等の使用により生じた損害に対していかなる責めも負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。